

第2回いじめ対策審議会

資 料

目 次

1	第 1 回いじめ対策審議会議事概要	1
2	再調査委員会の調査結果の報告について	4
3	兵庫県におけるいじめの状況について	6
4	いじめを許さない集団づくりの推進	7
5	いじめの問題に対する取組事例	9
6	新聞記事	17
7	平成 26 年度いじめ防止対策関連施策の概要	24

第1回いじめ対策審議会（議事概要）

1 日 時 平成26年4月28日（月）14:00～16:00

2 場 所 県民会館7階「鶴」

3 出席者 （1）委員7名

（2）県教育委員会、知事部局 11名

4 会議の概要

（1）会長の選出

議事に先立ち、会長の選出及び会長代理の指名が行われた。森田洋司氏が会長に選出され、森田会長により、新井肇氏が会長代理に指名された。

（2）審議会運営規定並びに傍聴規定について

事務局案について協議、了承された。

（3）兵庫県いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策について

事務局より説明後、意見交換。

（4）「重大事態」に関する調査方針について

事務局より説明後、意見交換。

5 発言要旨

（1）兵庫県いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策について

【委員からの質問】

- ・学校いじめ防止基本方針の公開の時期は、一斉なのか完成次第順次なのか。
- ・策定段階において、地域や保護者の意見をどう取り入れたか。
- ・各校のホームページへのアップの状況は。
- ・私学や市町の状況はどうか。

【事務局回答】

- ・作成方針について、情報提供を行うとともに、作成でき次第、適宜公開するよう指導している。
- ・地域や保護者の意見については、策定の段階で生徒会、PTA、学校評議員から意見を聞いている。
- ・ホームページについては、現段階で100校程度が掲載しており、引き続き公開するよう指導していく。
- ・私学については、県のいじめ防止基本方針をもとに各学校の建学の精神を踏まえ、策定しているところである。
- ・市町については、3月17日に県の基本方針を送付した。5月末のアンケート調査ではっきりするが、各小中学校の公開時期は市町によって異なると思われる。

【委員からの意見】

- ・アンケートの結果を踏まえ、早めに対応をお願いしたい。
- ・兵庫県の基本方針は、単に学校だけでなく、家庭・地域を含め社会をあげて取り組むという特徴があり、大事なポイントとなっている。
- ・教育委員会からのアンケートもそのあたりを意識した調査をすることで、学校も自然と意識をしていく。

(2) 「重大事態」に関する調査方針について

【委員】

- ・調査委員の調査の過程で、事案によって警察との関係が出てくるが、刑事訴訟法の問題がある。警察が押収した資料については、公判が終わるまで法的には原則開示できない。
- ・大津の事件の事案の場合は、そのあたりを連携し、現物そのものではなく、コピーで調査に協力しながら、両者がうまく事実究明にあたった、という経緯は説明しておく必要がある。兵庫県としては、どういう風に考えているのか。

【事務局】

- ・重大事態の場合、並行して警察の方が調査することについては想定できる。その際、それぞれの目的の部分があり、連携についてはなかなか個別に言いにくい面がある。
- ・なんらかの連携は、必要かと思う。個別について、こういうものについてどうかなどは調査の状況によっての判断になるかと思う。

【委員】

- ・調査について因果関係の特定を急ぐべきではない、ということを明記していることは大事なことである。

【委員】

- ・国の基本方針の中でも明記されていること。
- ・因果関係の特定に限界がある。あえてそれに踏み込むのではなく、むしろ事実に向き合って、事実から今後の子供たちの安心、安全、快適を、どう図っていくかが大事な視点である。
- ・当事者の成長を図り、成長につなげていく指導を、事実の中からどう汲み上げて、そして当事者と当事者以外の子供たちに対して、どれだけ適用できるかが、調査の大きな目的である。

【委員】

- ・自殺に限ると、なぜ自殺に至ったかという調査のプロセスにおいては、できるだけ事実に向き合っていくことになる。
- ・しかし、いじめと自殺がどういう因果関係があるのかということについては、調査を急ぐべきではない。

【委員】

- ・本審議会是一次調査結果を検証することから、再調査をすることはありえないと考えてよい。

【事務局】

- ・再調査は、教育委員会とは一線を画すため、知事の委嘱する委員によって行う。
- ・特別委員会が調査の調査を行う機関であり、本審議会に設置する。
- ・第1次の調査は、教育委員会の責任で行う。

【委員】

- ・本審議会は、条例で設置された附属機関である。
- ・基本方針では、重大事態が起きた時には、附属機関を使って背景調査をすることが望ましいとある。
- ・しかし兵庫県においては、附属機関ではなくて、教育委員会あるいは学校が第三者委員会を設置するという解釈で問題ないか。

【事務局】

- ・委員の解釈で問題ない。
- ・調査委員については、各種団体に推薦をいただく用意をしている。

【委員】

- ・いじめ防止基本方針は、全県のものである。市町もしくは私立学校に対して、どのように重大事態を把握し、本審議会にフィードバックをするのか。

【事務局】

- ・文科省のいじめの調査は1年に1度しかないが、市町において重大事態があった場合は速やかに報告していただくことになっている。
- ・市町においては、可能な限りで月々の報告のなかにも、いじめの報告を要請している。
- ・私立においては、重大事態に対してはその都度報告するように依頼している。

【委員】

- ・私学には建学の精神があるが、いじめだけでなく、子供の成長発展を私学とともに考えなければならない。共通に認識し、それぞれの設立理念のもと具体策をたててもらいたい。
- ・いじめの調査は毎月行っていると聞いているが、新規のいじめと継続のいじめを分けて把握しているか。
- ・子供たちの年間のライフスタイルに合わせていじめが発生する。新規のいじめが起こってくるのは、新学期や連休明け、6月あたりが多いといわれる。休み明け、11月、いくつかの山がある。それに合わせて適切な指導を行うことや、年間を通じた指導の仕方もある必要がある。

【事務局】

- ・次年度に向けて検討していく。

【委員】

- ・兵庫県の基本方針で校長のリーダーシップのもと、教職員の共通理解のもとに掲げている。策定した過程でどれだけ自分たちの体制、対応のありかたを見直しできたのかというところが、いじめを生まないところにつながると思う。1回作って終わりではない。
- ・どんな取組をして、策定されたのか、それが今にどういきているのか、ということも検証する必要がある。

【委員】

- ・生徒指導は全員でやらなければならない、徹底した組織的な対応が必要である。
- ・ベテランが指導するといった形でなく、年齢に関係なく若い先生を巻き込んで、一緒に考える組織的学習を学校現場で取り入れる必要がある。

【委員】

- ・学校いじめ防止基本方針は、生徒指導部会、学年会、校務運営委員会、職員会議、学校評議委員会など、さまざま場所で意見を聞き、ホームページにて更新する必要がある。

【委員】

- ・いじめの背景を確認し、被害者をサポートすることが重要である。
- ・調査の結果が、必ずしも被害者に満足してもらえないとは限らない。調査について被害者に、最初に説明しておくことが重要である。

知事の求めによる重大事態の調査結果の報告について

兵庫県条例第22号

兵庫県いじめ対策審議会条例

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (3) 知事の求めによる法第28条第1項の規定により学校の設置者又はその設置する学校が行った調査の結果についての調査に関すること。

第3条

- 2 審議会に、前条第3号に掲げる事務を行わせるため、特別委員若干人を置く。

第4条

- 2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

※知事の求めによる重大事態の調査

重大事態が発生した時、学校や県教育委員会がかかる重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止を図るために調査し、その結果について知事に報告する。

調査結果の報告を受けた知事は、必要があると認める時、特別委員を委嘱し、調査結果について再調査することができる。

- 1 知事が委嘱した特別委員（再調査委員会）から調査報告書の提出

再調査委員会 → いじめ対策審議会
報告書に案1と案2を添えて提出

- 2 いじめ対策審議会から調査報告書の進達

いじめ対策審議会 → 知事
報告書に案1と案3を添えて提出

案 1

平成○年○月○日

兵庫県知事 様

○○○調査委員会
委員長 ○○○○

○○○事案の再調査結果について（報告）

このことについて、兵庫県いじめ対策審議会条例第2条第3号の規定による調査が終了しましたので、別添のとおり報告します。

案 2

平成○年○月○日

兵庫県いじめ対策審議会会長 様

○○○調査委員会
委員長 ○○○○

○○○事案の再調査結果について（依頼）

このことについて、別添のとおりとりまとめましたので、知事宛進達願います。

案 3

平成○年○月○日

兵庫県知事 様

兵庫県いじめ対策審議会

○○○事案の再調査結果について（進達）

このことについて、○○○調査委員会委員長から兵庫県いじめ対策審議会条例第2条第3号の規定による調査終了の連絡がありましたので、進達します。

いじめを許さない集団づくりの推進

「いじめを決して許さない集団づくり実践事業」義務教育課（H26）

いじめを許さないという意識を徹底させるため、児童生徒自らが考え、協力して問題を解決する力や、思いやりの心を育てる実践的な取組を推進する。

推進校
小学校 6校
中学校 6校
高等学校 10校
特別支援学校 2校

児童会・生徒会等の主体的活動

各学校において、児童生徒が児童会・生徒会活動等を通して、いじめ防止や命の大切さを呼びかけ等主体的な活動に取り組む等、いじめを許さない集団づくりを推進する。

活動例：

- 児童生徒によるいじめ防止策の企画
- いじめをなくす子どもたちの組織結成
- 啓発リーフレット、ロゴマーク、ソングの作成
- 創作劇、あいさつ運動 等

家庭・地域への情報発信

家庭や地域に情報発信するとともに、その協力を得ることができるよう工夫する。

実施例：

- 保護者、地域への情報発信
- 児童生徒、保護者、地域等による会議の開催
- 講演会や実践発表会の実施 等

授業研究

アンケート
結果

授業事例の
提案

アンケート
実施依頼

センター職
員、有識者
等の派遣

「いじめ未然防止プログラムの研究」心の教育総合センター（H25～H26）

いじめが起こる仕組みや状況の調査及び分析を行い、クラスの状況や発達段階に応じたいじめ未然防止に係る授業、研修等のプログラムを構築

連絡協議会 3回程度（5月14日、8月1日、3月上旬予定）

構成：推進校担当者（小学校6名、中学校6名、高等学校3名、特別支援学校2名）
心の教育総合センター（所長、副所長、主任研究員、指導主事2名、有識者）
高校教育課指導主事、義務教育課指導主事

内容：①取組内容の協議、②課題解決に向けた方策の検討、③各校のいじめ未然防止対策に関する生徒への事前・事後のアンケート
④「いじめ未然防止プログラム」のとりまとめ、⑤全県への研究成果の普及

いじめを決して許さない集団づくり実践事業

1 趣 旨

いじめを許さないという意識を徹底させるため、児童生徒自らが考え、協力して問題を解決する力や、思いやりの心を育てる実践的な取組を推進する。

2 実施内容

①児童生徒の活動

- ・各学校において、児童生徒が児童会・生徒会活動等を通して、いじめ防止や命の大切さを呼びかける等主体的な活動に取り組むなど、いじめを許さない集団づくりを推進する。

②家庭・地域への情報発信

- ・家庭や地域に情報発信するとともに、その協力を得ることができるよう工夫する。

3 推進校

①小学校

川西市立多田東、加古川市立鳩里、神河町立寺前、養父市立関宮
篠山市立西紀北、洲本市立洲本第二

②中学校

尼崎市立武庫、加古川市立加古川、たつの市立揖保川
養父市立大屋、篠山市立篠山、南あわじ市・洲本市組合立広田

③高等学校

東灘、淡路、湊川、尼崎西、川西明峰、篠山産業、東播工業、
姫路飾西、和田山、但馬農業

④特別支援学校

こやの里、播磨

(実施例)

小学校	・児童によるいじめ追放宣言 ・児童によるいじめ撲滅創作劇 ・児童による携帯電話使用についてのルールを考える 等
中学校	・いじめを題材とした創作劇 ・生徒会によるいじめ0宣言 ・生徒会によるいじめアンケートの作成回収と分析 等
高等学校	・生徒会新聞でいじめについての思いを掲載 ・生徒会によるいじめ撲滅キャンペーンCMの制作 ・生徒会による携帯・スマートフォンの適切な使用についてのガイドライン作成と発表会 等
特別支援学校	・生徒会によるいじめ0宣言 等

いじめの問題に対する取組事例

都道府県・指定都市名	兵庫県	学校名	篠山市立西紀北小学校
学校情報等	・設置者の別（国立・ 公立 ・私立） ・児童生徒数（48人） ・学級数（6学級） ・教職員数（11人）		

取組の概要	【あいさつ日本一の草山地域 で いじめ“ゼロ”】 1 児童生徒に育成したい力 ・児童同士が、学び合い、支え合う集団としての生きる力を育てる。 2 取組の視点 ・児童会活動、学級活動等を中心に、地域・家庭と連携を図りながら、いじめ防止や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動など子ども達の主体的な取組を通じて、いじめを許さない集団づくりを進める。 3 取組の内容 (1) 児童の活動 ・児童会集会活動の開催 - 児童によるいじめ防止策の企画 ・子どもによるいじめ対応チーム「北っ子守り隊」の結成 ・いじめを発生させない地域づくり啓発創作劇 ・児童の自己有用感を高めるため、地域行事への参画 (2) 家庭・地域との連携 ・「あいさつ日本一の草山地域」運動を中心として、児童・学校・家庭・地域が一体となって、安全安心でいじめを許さない地域づくりの推進
	「あいさつ日本一の草山地域」の取組 西紀北小学校では、一昨年から、地域の諸団体や育友会と連携して「あいさつ日本一の草山地域」をスローガンに掲げ、あいさつ運動と防犯活動を展開している。子どもたちに生きる力の源の一つとも言える「あいさつ」をしっかりと身に付けさせ、人間関係能力の基礎とコミュニケーション能力の向上を図っていくことに重点をおいて取り組んでいる。 「あいさつ」は社会性を育むだけでなく、人権尊重の入り口とも言われ、人の輪・地域の輪を広げていくための必要不可欠な行為であると考えている。また学校だけで取り組むあいさつ運動は、継続性に欠けたり、広がり課題を残し、独りよがりな取組になってしまいがちである。子どもを取り巻く全ての教育環境、つまり家庭・地域全体で取り組んでこそ、人と人との繋がりを実感でき、将来を生き抜く力となっていくことと信じている。 この「あいさつ日本一の草山地域」運動をベースにして、家庭や地域と連携して、いじめを発生させない地域づくりをめざしている。

テーマ『あいさつ日本一の草山地域 で “いじめゼロ”』
～日本一のあいさつ・防犯の草山地域を目指して、3年目の取り組み～
篠山市立西紀北小学校

1 活動の趣旨

「あいさつ日本一の草山地域」の取組

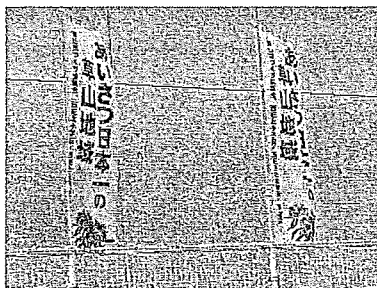
西紀北小学校・きた幼稚園・西紀北育友会・草山郷づくり協議会では、一昨年度から、子どもたちに生きる力の源の一つとも言える「あいさつ」をしっかりと身に付けさせ、人間関係能力の基礎とコミュニケーション能力の向上を図っていくことに重点をおいて取り組んでいます。

3年目の今年は、育友会として「～地域の子 みんなで支える 育友会～」というスローガンを決め、草山地域全体の取り組みとして継続されることを大切にしたいと考えました。

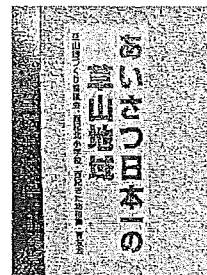
いじめ問題への取組として、「あいさつ運動」の一貫として位置づけ、『あいさつ 日本一の草山地域で “いじめゼロ”』としました。地域をあげて、いじめを発生させない地域づくりを目指しています。



あいさつ運動標柱



あいさつ運動のぼり



あいさつステッカー

2 活動の具体的内容

(1) あいさつ運動と防犯活動

「あいさつ日本一の草山地域」をスローガンに掲げ3年目、草山郷づくり協議会との連携をさらに強化し、あいさつ運動を通して、子どもたちの安全・安心を守る地域の結束力をさらに高め、これまでに地域全体で次の活動に取り組みました。

①「あいさつ日本一の草山地域」横断幕の作成 (一昨年度)

②あいさつ運動標柱 (一昨年度)

③あいさつステッカーの全戸配布 (昨年度)

④あいさつのぼり (毎年度作成)

⑤飛び出し防止坊やの設置 (昨年度、本年度)

上記の運動については、草山郷づくり協議会が、予算を計上していただいたことにより、実施・継続することが出来ました。

(2) 防犯啓発劇の上演

① 啓発劇「子どもを守る家」(一昨年度)

、西紀北小学校教職員や育友会、西紀青少年健全育成推進協議会、草山郷づくり協議会のメンバーらで結成した「劇団しゃくなげ」が、小学生や不審者にふんして熱演。

②いじめを発生させない地域づくり「啓発劇」(本年度予定)

本年度は、西紀北小学校児童会が中心となって、「いじめを発生させない地域づくり啓発劇(仮称)」のシナリオを作成し、西紀青少年健全育成推進協議会や草山郷づくり協議会、ささやまふれ愛フェスタ実行委員会(SASA-GROW)と協力しながら、「啓発劇」を平成27年1月頃に発表予定。

(3) 連携した団体・組織(連携の内容等)

・草山郷づくり協議会、西紀青少年健全育成推進協議会、ささやまふれ愛フェスタ実行委員会、西紀北小・きた幼稚園育友会

3 予想される成果や課題等

(1) 予想される成果

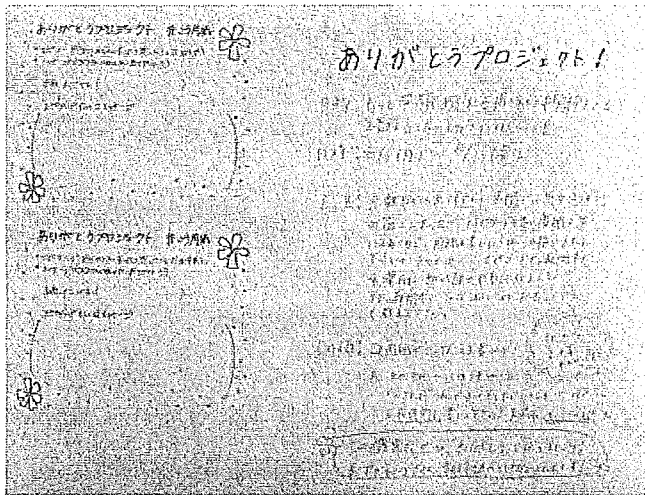
今回の取り組みにおいては、児童会や学校だけでなく、地域全体で取り組むことにより、「あいさつ」「防犯」「安全」についての意識の高揚をさせることができる。

(2) 今後の課題

「あいさつ日本一の草山地域」の中で、温かい教育環境の中で、元気な西紀北っ子を育み、安全・安心な草山地域となるよう、今後も家庭・地域と一体となって継続的に取り組んでいく。

いじめの問題に対する取組事例

都道府県・指定都市名	兵庫県	学校名	たつの市立揖保川中学校
学校情報等	・設置者の別（国立・ 公立 ・私立） ・児童生徒数（330人） ・学級数（12学級） ・教職員数（28人）		

取組の概要	たつの市では、2年前より中学生サミットを実施している。6校の生徒会代表が集まり、いろいろなワークショップを通して連携を深めながら、自分たちの課題を見つけ取り組んでいる。また1ヶ月ごとに各校持ち回りで「いじめ0新聞」の発行にも取り組んでいる。今年度、生徒会の手による働きかけを考えた。 ありがとうプロジェクト ～学校生活の中で～ ・もっと笑顔あふれる揖保川中学校をつくることを目的とする。 ・普段言えない「ありがとう」を伝えよう！ ・各階にメッセージやエピソード記入用紙と「ありがとうボックス」設置。 ・期間中の金曜日、放送で知らせる。（6/2～6/13） ・生徒会通信配布、メッセージは生徒玄関に添付し掲示 ありがとうプロジェクト ～保護者・家族へ感謝の気持ちを伝えよう！～ 外部団体―「親への思いを届けようプロジェクト」に参加 2学期に企画 「ありがとうプロジェクト」から次の取組を知らせる 生徒会アンケート
	○期間中100通以上もの投稿があり、放送で流しきれないほどであった。面と向かっては言えないが、紙面を通して自分の思いが、放送を通して全校に流れるのは相手にも気持ちが伝わりよかった。 ○生徒主体は、生徒を自然体させ、思わぬ大きな力を引き起こす。 ○「当たり前のことが当たり前ができる学校づくり」から、さらに進んだ取組をする一歩である。 ○今回で終わらせるのではなく、次回は、保護者や家族に「感謝」を伝えたいと計画している。 

【たつの市立揖保川中学校における生徒主体による取組】

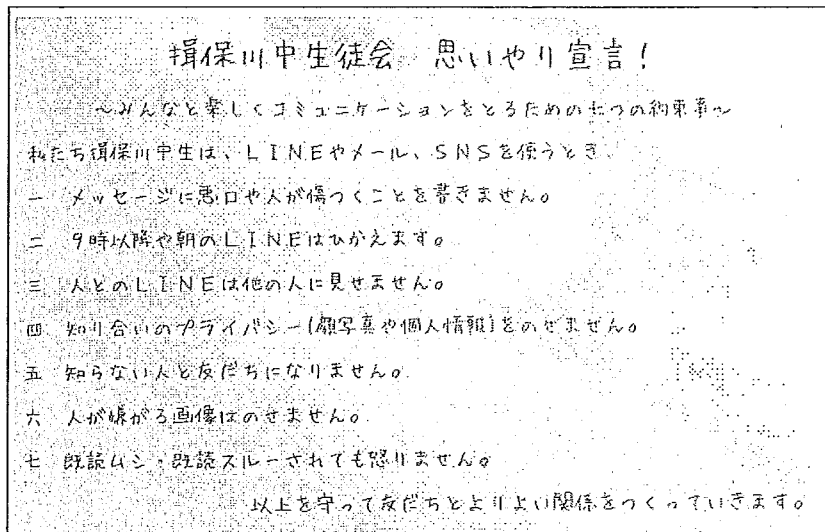
6月上旬 ライン等をテーマとした情報教育講演会を聞く。感想を書く。

☆「ありがとうプロジェクト」(上記実施)

☆「生徒会アンケート～キミのこと、教えて～」の実施

結果は、生徒会通信により結果報告とアドバイス配布

◎LINEやメールでのアンケート集約ー「揖保川中生徒会思いやり宣言」を夏休み前に配布

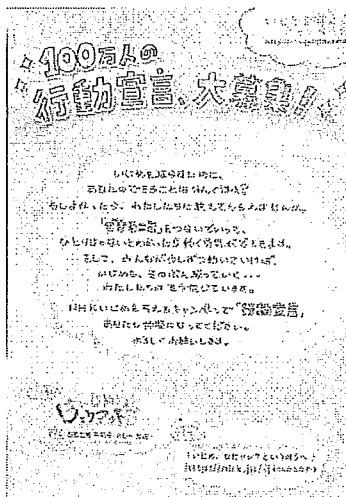


○第1回たつの市中学生サミット開催 たつの市内の中学校でライン等の問題について考える。

○8月全校登校日に「思いやり宣言」は守れたか？

☆「～いじめを考える～ 私の行動宣言」への参加を呼びかける。9月1日に記入することを伝える。

・集約し、それらを踏まえて体育大会の練習に臨み体育大会を成功させましようとして提起する。



☆9月…たつの市中学生サミットによるアンケート実施。一つの学校からたつの市への広がりを考える。

☆「あなたを守り隊」会員募集及び缶バッジ作成

いじめを考える行動宣言を集約、執行部・学年・学級代表で会員の証を検討する。

・ロゴマーク作製、会員缶バッジの作製

☆10月…スローガン募集／／「思いやり宣言」は守れているか。

・PTAに呼びかけ、横断幕の作製

☆「ありがとうプロジェクト」第2弾の実施

☆11月…第2回たつの市中学生サミット開催

いじめの問題に対する取組事例

都道府県・指定都市名	兵庫県	学校名	兵庫県立姫路飾西高等学校
学校情報等	・設置者の別（国立・ <u>公立</u> ・私立） ・児童生徒数（793人） ・学級数（20学級） ・教職員数（56人）		

取組の概要	1 取組方針 スマートフォンの利用状況アンケートをもとに、SNS等ネット上のトラブル、問題点について調査、分析を行い、生徒自身がいじめの被害者にも加害者にもならないよう、専門家の助言を受けながら、生徒会執行部を中心として生徒自らが使用に関するガイドラインを作成する。 2 方針に基づく取組の内容及び方策 生徒会を中心にアンケートを作成し、本校生を含め他校生にも協力を依頼し（23校2034人）、調査を行う。専門家の助言を受けながらアンケート結果の集約、分析を行う。さらに、他校の生徒会にも呼びかけ、高校生自身がスマートフォン利用に関するガイドラインを作成する。そのうえで、ホームルーム活動等を通して、生徒会による全校生徒への啓発活動、及び発表を行い、意識を高める。また、保護者向け研修を実施し、啓発活動を行う。以上の調査、分析を踏まえて生徒向け発表会を行った後、振り返りアンケートを実施し、取組の成果、定着度合を検討する。 3 組織体制（組織図は含まない） いじめ対応チームには、校長、教頭、生徒指導部長、各学年主任、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー、民生委員を含む。また、スマホガイドライン作成は、生徒会執行部、生徒指導部、アドバイザーが中心となる。
	1 期待される効果 アンケート作成、調査、分析を生徒自らが行うことを通して、ネット上のいじめ、出会い系サイト、長時間のネット依存などの問題点に気づくことができる。さらにガイドライン作成、広報を行うことによって生徒、保護者へのいじめ防止、ネットトラブル防止の啓発につながり、自らの生活を見直し、より良い生活を送るために考える機会を持つことができる。 2 一学期の取組成果 (1) 生徒の意識や行動 生徒会は、専門家の助言を受けながらアンケート作成、調査、分析を行うことを通して、ネットトラブル、ネット上のいじめの実態に気づき、取組に一層意欲を高めることができた。PTA総会でも発表し、保護者への啓発も行うことができた。 夏季休業中には、本校生徒会の呼びかけにより、姫路市内4校の生徒会が合同で姫路スマホサミットを開催し、アンケート結果に基づいて現状を話し合った。また、本校オープン・ハイスクールでは、参加中学生に対して、利用上の注意をまとめた「スマホ3カ条」のカードを配布し、啓発活動を行う予定である。 (2) 教職員の意識や行動 生徒会活動、研修会を通して、問題の重要性に改めて気づくことができた。

1. 趣旨

スマートフォンの使い方を中心とするネットモラルの向上を目指し、学校の枠を超え、地域の高校生が集まり自分たちで対策を考える。

2. 開催までの経緯

本校の生徒会は、昨年度よりネットモラル向上のために兵庫県立大学環境人間学部竹内研究室の協力を得て、スマートフォンについて自分たちで考え、対策を立ててきた。昨年度は姫路別所高校と情報交換しながら、姫路福崎学区の生徒（22校、合計1987名）を対象にしたアンケート調査を実施し、その分析結果を校内外に向け発表をした。今年度も姫路福崎学区の生徒（21校、合計2043名）を対象にしたアンケート調査を実施、その結果を竹内先生と分析し、広く地域の高校生とも話し合いの場を持つということによって実施に至った。

3. 参加校、人数

4校（賢明女子学院、姫路西、市立姫路、姫路飾西）の生徒会役員10名

4. 当日の様子

平成26年8月9日（土）16:00～

兵庫県立大学 環境人間学部 竹内研究室（E203）にて実施。

当日は台風の影響で強風の中、18時頃まで熱心に討議をする。まず、自己紹介や簡単なレクリエーションの後、竹内研究室がまとめてくださったスマホ調査速報を見ながら、班別に話し合い、班ごとの意見を発表しながら進行する。

《特徴的な事例》

- ・LINEなどがめんどくさいと思ったり、着信通知に疲れを感じたことは8割以上の人がそう思う。

ほぼ全員がそう思う。しかし、一人では解決できない。

- ・ネットで知り合った人に 実際に会ったことがあるに1割弱の人がいる。

同性で多少多めに出るのは、ファンのサイトなどで知り合いになった人とコンサート会場で実際に会うことがあるから。

- ・困っていることは、時間がスマホにとられすぎる。

スマホ以外のこと（勉強や趣味など）がもっと面白くなれば、自然とスマホの時間は減っていく。

- ・今年新設した項目で炎上投稿の可能性が4人に1人いることについて

重大な結果になることがわかっていない生徒が多いのでは

本当は宣言まで持っていきたかったが、暴風が厳しくなってきたこともあり、断念。参加者の連絡方法を確認して散会した。

5. 今後の計画（実施も含む）

8月26日、27日開催の姫路飾西高校オープンハイスクールで、本校生徒会が中学生にアンケート結果のプレゼンを行い、「受験生のためのスマホ三か条」を紹介し、そのチラシも配布した。

サミットの次回開催は予定されていない。

いじめの問題に対する取組事例

都道府県・指定都市名	兵庫県	学校名	兵庫県立播磨特別支援学校
学校情報等	・設置者の別（国立・公立・私立） ・児童生徒数（131人） ・学級数（24学級） ・教職員数（74人）		

取組の概要	生徒会の取り組みについて ○役員会は、普通科・職業科（肢体不自由教育部門）と就業技術科（知的障害教育部門）から6名ずつの役員を選出し組織している。 ◎あいさつ運動に取り組むとともに、あいさつ標語を募集する ・全寮制の普通科・職業科は、毎朝、役員会・生活委員会が交代であいさつを行う ・全校生に対してあいさつ標語を募集し、掲示を行う ◎校内の掲示板に、それぞれの科の紹介をする ・生徒会役員は、普通科・職業科（普職科）、就業技術科（就技科）それぞれで壁新聞を作成する ・内容は、学校生活や行事など各科の特徴を紹介 ・掲示期間は、1ヶ月を基本に掲示していく ◎NHK eテレの番組「いじめをノックアウト」の企画、いじめを考えるキャンペーンに参加する ・生徒集会にて、生徒会長が趣旨説明を行う ・賛同する生徒、職員の「行動宣言」を募集し、NHKに郵送、後日、校内にも掲示する
	効果・成果 ・今まで意欲はあるが、自発的な生徒会活動に取り組んだ経験が乏しいため、どう行動すればよいのか分からなかった生徒会役員が多い。目的を明確にし、あいさつ標語・壁新聞の作成など視覚的にも分かりやすい活動を行うことにより、生徒がすすんで取り組めるよう工夫した。また、年間を通して活動を続けることで、自己有用感を高め、今後のさまざまな活動に活かされていくことを期待している。 ・あいさつを活性化させたり、自分たちの科を他の科の生徒に紹介したりすることにより、自分たちを見つめ直すきっかけとなり、誇りも持って生活が送れるようになった。 ・本校では、ここ数年大きないじめは認知されていないが、自分たちのことを知り、お互いのことを知ることで、仲間意識を高め、よりよい学校づくりにつなげていきたい。

掲示板を活用した各科の紹介

1 目標 ・お互い（各科）の理解を図り、部門間・学年間での仲間づくりを行う

2 学校の様子

肢体不自由教育部門（普通科・職業科、全寮制）と知的障害教育部門（就業技術科、通学制）が設置されている。体育祭、文化祭などの学校行事は、二つの教育部門が合同で行っているが、カリキュラムなどは全く違い、また、教室配置は、寄宿舍生の普通科・職業科は2階、通学生の就業技術科は1階であり、普段の生活では生徒同士で接する機会はほとんどない。

そのような状況の中で、本年度の生徒会役員の間から、「お互いのことをもっと知りたい」という意見があがった。

3 取組内容（生徒会役員12名（普通科・職業科6名、就業技術科6名））

◎あいさつ運動・あいさつ標語の募集する

- ①全校生に対してあいさつ標語を募集（生活委員会）する
- ②優秀作品を選出し、表彰する
- ③校内掲示板・各教室に掲示、生徒集会・生徒会新聞などで発表し、啓発を行う
- ④最優秀作品の横断幕を作成し、校内掲示する

◎校内の掲示板に、それぞれの科の紹介をする

- ① 制作時間は、昼休み・放課後などの隙間時間を利用し、各グループで行う
- ② 掲示場所
 - ・普通科・職業科グループ・・・1階掲示板（就業技術科の教室前廊下）
 - ・就業技術科グループ・・・2階掲示板（普通科・職業科の教室前廊下）
- ③ 掲示内容（予定）・・・寄宿舍夏祭りの様子、昼食（食堂）の様子、先生の紹介
授業・実習の紹介、クラス・コースの紹介、行事の紹介

◎NHK eテレの番組「いじめをノックアウト」の企画、いじめを考えるキャンペーンに参加する

- ①生徒集会で、生徒会長が趣旨説明を行う
- ②NHKより「行動宣言」の記入用紙を郵送してもらう
- ③各HRで、再度担任に説明を加え、賛同する生徒は「行動宣言」記入する
- ④生徒会役員会で内容をチェックし、NHKに送付する
(番組HPに掲載予定)
- ⑤「行動宣言」を校内にも掲示し、いじめ撲滅に向けた啓発活動とする
- ⑥第2回生徒総会（1月）で、「いじめ“ゼロ”宣言」の採択を目指す

＝神戸市垂水区の市立塩屋中で

命の大切さを訴え

日本弁護士連合会

具体例を交え

一般的に「いじめる人」と話した。【後藤豪】

「いじめられる人」「それを見ている人」はどんな人だと思うかを生徒たちに尋ねた。坂本

無料通信アプリ「LINE(ライン)」での会話を
表演する中学生＝神戸市総合教育センターで



中学生のスマホ実情解説

神戸催しに保護者ら150人

中学生がスマートフォン(スマホ)の利用実態を伝えるイベント「神戸一受けたい授業」LINE・スマホ あなたは何を知っていますか!?」が、神戸市

中央区の市総合教育センターで開かれ、保護者ら約150人が耳を傾けた。
主催した市PTA協

議会は市内の中学生1066人を対象にした調査では、スマホ利用者の約4割が1日3時間以上端末を使い、面識のない人とメールや無料通信アプリ「LINE(ライン)」でやり取りをしていた。午前一時以降に寝る▽勉強に自信がない▽イライラしている―などの割合も他の生徒より高かった。

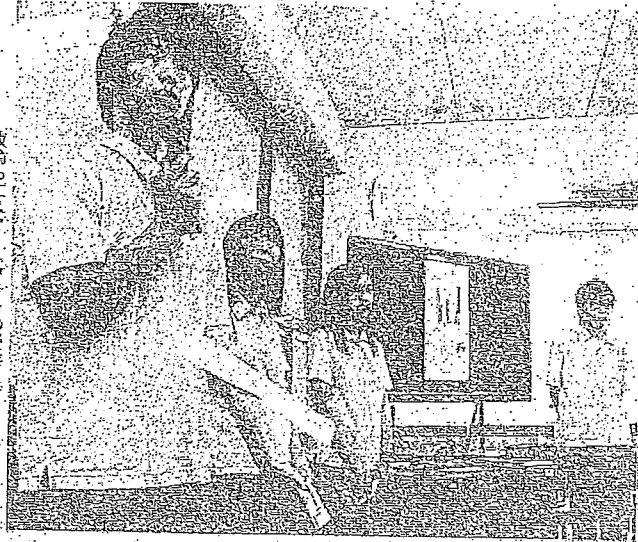
こうした結果について、中学生6人がイベントで実情を解説した。遅くまでラインを続ける理由を、市立西代中の河原宏音さん(3年)は「話の途中でやめると相手に悪いし、抜けてしまった後の話題も気になる」と説明。「ラインをやめ勉強を始める時間をあらかじめ宣言する」などと工夫する生徒もいたが、「『スマホは午後10時まで』とルールを作っても、守らない人が出る」「『午前2時まで』なら全員守れるかも」など、スマホを手放す難しさを挙げる意見も相次いだ。

市立塩屋中2年の林一成さんは、「トラブルがあっても、親はスマホについて知らないし、先生は大事にするから相談しにくい。秘密を守り一緒に考えてくれる大人にそばにいてほしい」と吐露。

調査に協力した竹内和雄・県立大准教授は、「子どもたちが一番スマホの問題を分かっているが、本音を打ち明けたら怒られると思って言わない。子ども達の意見を引き出し、あかんこととは叱れる大人になるう」と、会場に呼び掛けた。

【林田七恵】

高校生 教諭にスマホ指南



教諭らにスマートフォン操作の指導を行う生徒たち（姫路別所高校で）

姫路別所 生徒会 「理解した上で指導を」

高校生が教諭らにスマートフォン操作方法や生徒の利用実態を説明する授業が7日、姫路市別所の県立姫路別所高校で行われた。中高校生の間でスマホ依存やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などのトラブルが広がっているのを受け、生徒会が企画。生徒の指導をしている竹内和雄・県立大准教授（40）へ生徒指導論は「子どもが教諭に教える珍しい取り組み。スマホの危険性についても一緒に語り合えるようになることが大切だ」と評価している。

（友好宏文）

ラインやりとり実演

同校の生徒会は昨年度から、スマホを巡る問題を調査している。生徒の大半が利用するSNSの無料通話アプリ・LINE（ライン）や簡易投稿サイト・ツイッターについて、教員の多くが理解していないと感じていたという。

授業には教員約40人が参加。生徒会の役員らも人が手にしたスマホをモニター画面に映し、ラインでのメッセージのやりとりを実演。「1、2秒で返信する」「すぐに返信しないと相手は無視したことになる」「1日6、7時間スマホをさわっていた」など、利用実態を報告した。途中で三宅昭夫校長（58）がラインの仕

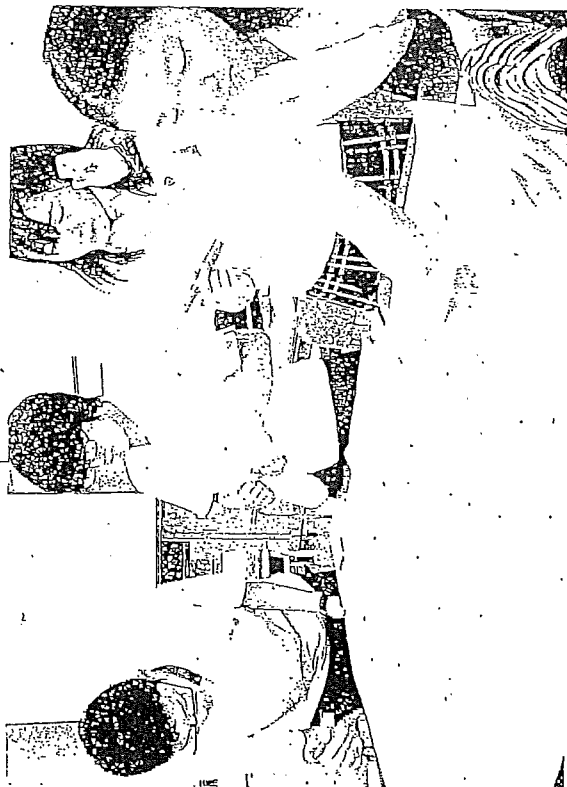
方がわからなくなり、女子生徒が近寄り直抵指導する場面もあった。

生徒らは4、6月、教員41人と生徒約200人にアンケートを実施。スマホを含めた携帯電話の使用目的について、メールや電話が教員で90%を占めたが、生徒では35%。ツイッターが生徒の58%に対し教員は5%で、世代間の違いが浮き彫りになった。スマホを使うことで不安な点としては「個人情報流出」「悪口が書かれていないか」などが挙げられた。

普段はスマホを持っていないという大内雅勝教諭（49）は「子どもたちがネット社会で育っていることを実感した。アレルギーを持つのではなく、生徒と対話をしていきたい」と語った。生徒会長の3年大井麻宏さん（17）は「スマホの危険性を理解しないまま、頭ごなしに『あかん』と言われても生徒は納得しない。理解した上で、どんな志に気をつけねばよいかを指導してほしい」と語った。

宝塚市内4校の生徒12人で「サミット」

スマホによる問題をまとめる生徒たち＝宝塚市すみれが丘4



スマホのルール 高校生でつくる

スマホに關するルールが整備されているにもかかわらず、生徒会の活動で聞いただけ、4校の生徒会役員が参加した。

県立宝塚南高等学校の竹内和雄准教授が講師を務め、ネットに目くらまされた画像に非難が集中し、トラブルに発展する「炎上」や、関係がこじれた元交際相手に性的な動画や画像を公開される「りくじぶる」の被害実態を語った。

また、携帯電話の使用時間やチェックする間隔、就寝時刻など4校の生徒12人を対象に実施した。

2学期以降、意見募集

アンケート結果も示された。参加者は、意見をまとめた「コミュニケーション能力向上」「非難中傷の起りやすさ」など、スマホによる問題を挙げて発表した。

備わったルールでは「イヤで争いが始まったり、双方を悪化させる」「スマホ使用を禁じる時間や場所を求める」などの工夫が示された。2学期以降、各校で意見を聞き、会合を連ねてまとめる方針。県立宝塚南高校の年々義親大倉(17)は「他校の実情や意見を聞いて、新しいルールがあった」と話していた。

宝塚市内の4校生徒が、スマートフォン(多機能携帯電話)の安全な使用について協議する「宝塚市高校生スマホサミット」が、15日、県立宝塚南高校(宝塚市すみれが丘4)で開かれた。4校の12名が意見を交わし、今後、スマホの使用に關するルールづくりを進めることになった。

(本紙記者)

保育園から中学まで一斉に自粛週間

姫路市内の取り組み注目

やネットの1日平均の使用が2時間を超え、「4時間以上」との回答が2割近く占めた学年もあった。

※カウ内は子供の学年

学年	2時間以上	1時間以上	1時間未満
2)	2)	3)	3)
3)	3)	1)	3)
1)	3)	2)	3)

保護者アンケートの回答		・子供が自分で考えるきっかけになった	(中2)
		・スマホに触れる時間は減り、メリハリもできた	(中2)
		・家族で生活を見直すきっかけになった	(中3)
		・LINEの書き込みは減っていた	(中3)
		・普段が長時間使わせないのが変わらなかった	(中1)
		・全体の取り組みなのでしじぶやっていた	(中3)
		・子供の意識が低く、難しかった	(中3)
		・子供に任せ、親は特になにもしなかった	(中1)
		・親子共用の携帯使用をやめた	(中2)
		・スマホなどの使い方のルールを再確認した	(中3)

子供たちはスマホから「解放」される感覚を味わった。中3年の女子生徒は「本を読んだり、普段より早く寝られてよかった」と回答。小学校の保護者アンケートでも、大半の児童がスマホなどの1日の利用が30分〜1時間に減ったことが分かった。

スマホの無料通信アプリ「LINE」などソーシャルメディアは学校の校区を越えて交流が広がるため、学校単独の取り組みよりも「地域ぐるみ」の取り組みが効果が高いとみられる。

四郷中の長谷川貴久校長

スマホなどのネット依存は睡眠不足や健康にも影響が出る状態だ。厚生労働省研究班が平成25年にまとめた調査では、ネット依存の中高生は全国で推計51万8千人に上るとされる。

内閣府が10～17歳を対象に毎年行う調査でも、ネットと携帯電話の使用時間の合計は25年度で平均約2時間半と、21年度から約1時間も増加した。これらの調査などを受け、全国的にスマホなどの利用法を考える動きは広がっている。

文部科学省は21年 小中学校でスマホの持ち込みを原則禁止、高校も校内の使用を制限するよう各都道府県教委に通知した。愛知県刈谷市では4月から、市内の小中学生の午後9時以降のスマホ使用制限を各家庭に要請。兵庫県多可町でも同様の取り組みを始めることを明らかにしている。

元小学校教諭で、玉川大学教職大学院の谷和樹教授（学級経営）は「今はスマホなどは欠かせない情報ツールとなっており、完全に使用を禁ずることは難しい。学校も科学的知見に基づいて授業で子供に弊害を教え、納得させた上でルールを作ることが望ましい。家庭も巻き込むことも重要」と話している。

は「かつては地域と学校が協力し、子供の成長を支えていた。そのような教育の姿を取り戻せるように努力を続けたい」とし、今後も続けるという。

ネットによる子供への影響について教育評論家の尾木直樹さんは「LINEなどで子供たちはメッセージが届くと、返事をしなければいけないと思いがち。そのため『生活権』や『学習権』が奪われている子供は少なくない。自分と向き合うべき思春期の健全な発達を阻害されている」と警鐘を鳴らす。その上で、「地域ぐるみの取り組みは非常に重要で、全国的に広げる必要がある」と、今回の取り組みを評価している。

夜遅くのLINEなどの使用に注意を呼びかけるポスター―兵庫県多可町で19日



LINEは9時まで

兵庫県多可町は7月から、午後9時以降は「LINE（ライン）」などのスマートフォン向け無料通話アプリを使ったやり取りを控えるよう呼びかける運動を、町を挙げて展開すると発表した。子供たちの勉強や健康に支障が出るのを防ぐのが狙い。行政も加わって自治体全体で取り組むケースは珍しい。

ラインはメッセージや写真を手軽に送り合えるため熱中すると夜更かしにつながるほか、返信しないでおくと「既読無視」として相

兵庫・多可町が呼びかけ運動

手の反感を買い心配から、中断するのが難しい面もある。町教委が昨年12月に実施した実態調査では、中学生の14%が1日3時間以上使用。保護者からも「夜中の2時3時までしている」との声があったため、町PTA協議会が発案した。運動はフェイスブックやツイッターなどの交流サイト、メールも対象。ポスターを各学校に掲示し、全家庭に通知するなどして啓発する。町教委は「注意できる環境を醸成したい」としている。【姜弘修、写真も】

生徒のパソコンや携帯電話

夜9時以降は使用禁止

淡路市立岩屋中 PTA理事会が決定

淡路市立岩屋中学校のPTA理事会は、生徒のパソコンや携帯電話の使用を「午後9時以降禁止」とし、各家庭で協力し合うルールを決めた。同中の調査で、1日に2時間以上触れる生徒の割合が昨年同期比で2倍以上に跳ね上がる一方、家庭学習の時間は減少傾向にあることが判明。危機感を覚えた同理事会が対応を考えた。

(上杉順子)

同中は13年度の1、2学期と本年度の1学期の計3回、全校生徒を対象に、携帯電話やパソコンに触れる時間や睡眠時間が減ったとなどを尋ねる生活アンケートを行った。

同中によると、「1日2時間以上使用している」と回答した割合は、今年1学期に5割

家庭学習減少で危機感

たという。今月中に学校を通じて全保護者に周知する予定。

同理事会は「通信アプリのLINE(ライン)など、グループで利用していると抜けにくく、未明まで使うとも聞く。他校の生徒ともやりとりしている。ルールが全市に広がればいいのだ」としている。

島内では、洲本市の全中学校が「午後10時以降の使用はやめよう」という共通目標を本年度から掲げ、各校で対策を講じている。

平成 26 年度 いじめ防止対策関連施策の概要

—いじめ防止のための推進体制の整備—

(1) **新** 兵庫県いじめ防止基本方針を踏まえたいじめ防止対策の推進

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成 26 年 3 月に策定した「兵庫県いじめ防止基本方針」を踏まえ、本県におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応）に向けた対策を推進する。

(2) **新** 兵庫県いじめ対策審議会の設置（高校教育課・特別支援教育課）

247 千円

いじめ防止基本方針及び対策に関する意見等を述べる有識者による審議会を設置する。

○ 構 成 弁護士、精神科医、学識経験者、臨床心理士 等

(3) **拡** 兵庫県いじめ対応ネットワーク会議の設置（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）

1,228 千円

県、教育事務所、市町、学校、ひょうごっ子悩み相談センター（県立教育研修所）、関係機関（子ども家庭センター、県警等）が日頃から連携し、一体となっていじめの未然防止、早期発見・早期解決を図るための地域的、全県的な体制を整備する。

① 全県ネットワーク会議の設置（年 1 回）

全県的な相談機関の対応機能についての共通理解や相談機能充実について協議する。

② 地域ネットワーク会議の設置（年 2 回）

いじめ問題の実態把握や迅速な解決に向けた相互協力について協議する。

—未然防止—

(1) **新** いじめを許さない集団づくりの推進

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課) 2,220 千円

いじめを許さないという意識を徹底させるため、人間関係を築き、協力して問題を解決する力や、思いやりの心を育てる実践的な取組を推進する。

① いじめを決して許さない集団づくり実践事業

各学校において、児童生徒が児童会・生徒会活動等を通して、いじめ防止や命の大切さを呼びかけるなど主体的な活動に取り組むなど、いじめを許さない集団づくりを推進する。

○ 推 進 校 小学校 6 校、中学校 6 校、高等学校 10 校、特別支援学校 2 校

② いじめ防止啓発チラシの配布

いじめ問題の理解やいじめ相談窓口等を記したチラシを全保護者及び関係機関に配布する。

(2) 「兵庫型」体験教育の推進

① 環境体験事業（義務教育課）

91,250 千円

生涯にわたる人間形成の基礎が培われる発達段階において、自然に対する畏敬の念をはじめ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を身につけさせるとともに、ふるさと意識を育むため、地域の自然にふれあう体験型環境学習を実施する。

○ 対 象 全公立小学校 3 年生（771 校）

○ 実施回数 年間 3 回以上

- ② 自然学校の推進（義務教育課） 409,745 千円
 ・豊かな自然の中で人や自然とふれあう様々な活動を実施することで、心身共に調和のとれた子どもの育成を図る。
 ○ 対 象 全公立小学校 5 年生 (772 校)
 ○ 期 間 原則 4 泊 5 日以上
- ③ 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の推進（義務教育課） 194,573 千円
 地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動を実施する。
 ○ 対 象 全公立中学校・中等教育学校 2 年生
 市立特別支援学校中学部 2 年生
 ○ 期 間 6 月又は 11 月を中心とする 1 週間
- ④ 青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～（義務教育課） 124,760 千円
 芸術文化に親しむ体験活動の充実を図り、豊かな心を育成するため、県立芸術文化センターにおいて、兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞公演を実施する。
 ○ 対 象 全公立中学校 1 年生 (346 校：約 49,000 人)
 ○ 会 場 県立芸術文化センター
 ○ 内 容 佐渡芸術監督プロデュースによるショー形式の参加型鑑賞教室
- ⑤ 高校生ふるさと貢献活動事業～トライやる・ワーク～（高校教育課） 30,000 千円
 地域社会の一員としての自覚と態度を育むため、全県立高等学校において、3 年間を通して生徒が意識を高め、主体的に地域へ参画する活動を、学校全体の教育活動として位置付け、実践する。
 ○ ふるさと貢献活動
 ・地域行事（地域安全活動、環境保全活動等）への参加
 ○ ふるさと課題探求活動
 ・具体的なふるさと支援活動についての企画・運営 等
 活動例：地域の伝統文化、民俗芸能、歴史資源の継承活動、
 地域の特産をいかした商品開発、観光ボランティアガイド 等
- ⑥ 高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～（高校教育課） 6,152 千円
 社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力を育成するため、すべての生徒を対象に、職場や地域の企業等における就業体験に取り組む。また、県立学校就職開拓等支援員を活用し、インターンシップの受入先企業の開拓等に取り組む。
 ○ 内 容 ・事業所等におけるインターンシップ
 就職希望生徒：すべての生徒が実施
 進学希望生徒：希望に応じて実施
 ・地域の職業人、キャリアアドバイザー等による進路講演会、職業ガイダンス等
- ⑦ 特別支援学校交流・体験チャレンジ事業（特別支援教育課） 6,800 千円
 県立特別支援学校幼児児童生徒の自立を目指し、家庭・地域社会等との連携のもと、地域との交流活動や自然体験活動、社会体験活動等を支援する。
 ○ 対 象 すべての県立・市立特別支援学校 (43 校)

⑧ 私立学校体験活動の実施（私学教育課）

2,105 千円

ア 中学校社会体験活動推進事業

中学2(3)年生による勤労生産活動、勤労体験活動（トライやるウィーク）を実施する私立中学校を支援する。

○ 補助対象校 5校

イ 小学校環境体験活動事業

小学校3(4)年生による体験型環境学習を実施する私立小学校を支援する。

○ 補助対象校 5校

(3) 道德教育の充実

① 道德教育推進事業（義務教育課）

6,540 千円

児童生徒の豊かな情操や規範意識、他者への思いやりなどの道德性を育成するため、学校・家庭・地域が連携した道德教育を全県的に推進する。

ア 道德教育実践推進協議会の設置（年3回）

○ 内 容 教師の授業力向上方策、道德教育における小・中連携の在り方等について
検討 等

イ 道德教育実践研究事業

○ 推進地域 県内10地域

○ 内 容 小・中学校が連携した重点目標の設定
小中合同の授業研究・研修、副読本を活用した授業研究 等

ウ 道德教育実践研修

道德教育推進教師のための全県研修（年1回）

○ 対 象 者 小・中学校道德教育推進教師等

○ 内 容 実践事例発表、講義 等

地区別研修（年9回（各地区1回））

○ 対 象 者 全公立小・中学校 各1人

○ 内 容 兵庫版道德教育副読本を活用した道德の時間の在り方や指導方法の工夫改善
方策 等

エ 道德教育実践研究のまとめの作成

② 兵庫版道德教育副読本配布事業（義務教育課）

19,442 千円

副読本の有効活用を図るため、「道德の時間」等での学びに加え、家庭においても活用できるよう、児童生徒個人に配布する。

○ 種 類 4種（小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学校用）

○ 印刷部数 19万9千冊

(4) 人権教育の充実（人権教育課）

人権教育資料の効果的な活用と普及を図る研修を通じ、人権教育の充実・深化を図る。

① 人権教育資料（改訂版）（幼稚園用及び小学生用「ほほえみ」、中学生用「きらめき」、高校生用「HUMAN RIGHTS」）

② 児童生徒用人権教育パンフレット「たいせつなたいせつなあなただから」「かけがえのないあなただから」

③ 中学・高校生向け「DV防止啓発パンフレット」

④ いじめを許さない人権教育教材

(5) いじめ対応にかかる校内体制の充実（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）

学校のいじめ問題に対し、校長のリーダーシップのもと組織的・機動的に対応するため、すべての学校に「いじめ対応チーム」を設置するとともに、現場の多様な課題に対応できる実践力を高める継続的な校内研修等を実施する。

① いじめ対応チームの設置

○ 設置場所 各学校

○ 目 的 学校現場における組織的、多面的な対応体制の構築

② いじめ対応マニュアル（平成24年度改訂）を活用した校内研修の実施

(6) 「学級経営指導員」の派遣（義務教育課）

13,521 千円

いじめ対応など生徒指導の基盤となる学級経営の充実を図るため、「学級経営指導員」を小・中学校へ派遣し、教員の生徒指導力の向上を図る。

○ 配置場所 教育事務所

○ 構 成 員 5人（教員OB）

○ 内 容 優れた学級経営実践例の提示、学級経営に関する相談・助言 等

(7) カウンセリングマインド研修（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）

（こころの相談支援事業・高校生心のサポートシステムとして実施）

① 「いじめ対応チーム」専門研修（年1回）

○ 対 象 各県立学校の「いじめ対応チーム」構成員

○ 内 容 専門的なカウンセリング技法、いじめの様態や背景にある最新知見 等

② 校内研修

【高等学校】 ○ 対 象 全県立高等学校等教職員

○ 回 数 2回

○ 講 師 専門研修を受講した「いじめ対応チーム」メンバー、
キャンパスカウンセラー 等

○ 内 容 専門的なカウンセリング技法、
いじめの様態や背景にある最新の知見 等

【小・中学校】 ○ 対 象 全公立小・中学校等教職員

○ 実 施 校 全公立中学校・中等教育学校（神戸市除く）（2回）
拠点小学校 110校（2回）

○ 内 容 事例研究、ロールプレイング 等

(8) 心の教育総合センターにおける研究の実施（高校教育課）

県立教育研修所内に設置している「心の教育総合センター」において、いじめ予防を目的とした授業プログラムの研究を実施する。

—早期発見—

(1) ① こころの相談支援事業（義務教育課）

449,442 千円

① ① 小学校へのスクールカウンセラーの拠点配置

児童のいじめ、暴力行為、不登校等の問題行動等に対応するため、児童と保護者の心の相談にあたりとともに、教職員に対する相談支援を行う「心の専門家」であるスクールカウンセラーを拠点小学校に拡充配置し、域内の指導を行う。

○ 配置校数 公立小学校 ⑥110校（⑥100校）

② 中学校へのスクールカウンセラーの配置

生徒のいじめ、暴力行為、不登校等の問題行動等に対応するため、全公立中学校等にスクールカウンセラーを配置するとともに、域内小学校への指導を行う。

○ 配置校数 全公立中学校・中等教育学校 264校（政令市除く）

③ 兵庫県スクールカウンセラー研究連絡会の開催

スクールカウンセラーの活動の在り方や教員、関係機関との連携等の課題について研究・協議を行う。

(2) 高校生心のサポートシステムの推進（高校教育課）

74,090 千円

高校生のいじめや不登校等の問題行動等の課題に対応するため、キャンパスカウンセラー（臨床心理士等）を配置するほか、家庭・地域・関係機関との連携によるいじめ、暴力行為等の問題行動に対する実践的な取組を推進する。

① キャンパスカウンセラーの配置（全県立高等学校）

- 配置校数 全県立高等学校及び中等教育学校 150 校
- 回数 週1回程度

② 心のサポートシステム推進校の指定

- 指定校 39 校
- 内容 いじめ・暴力行為の減少・克服に向けた実践・研究
命の大切さを実感させる実践・研究
コミュニケーションの在り方実践・研究 等

(3) いじめ等教育相談の実施（義務教育課）

32,943 千円

① ひょうごっ子悩み相談（〈いじめ・体罰〉相談 24 時間ホットライン）の実施

24 時間体制で電話によるいじめ等の悩み相談に対応するとともに、臨床心理士等による面接相談を実施する。

- 設置場所 ひょうごっ子悩み相談センター（県立教育研修所内）
- 電話相談 24 時間（12/28～1/3 を除く）
- 面接相談 9 時～17 時（土、日、祝日及び 12/28～1/3 を除く）

② ひょうごっ子悩み相談（〈いじめ・体罰〉相談・通報窓口）（ひょうごっ子悩み相談センター 一分室）の設置

学校現場における悩み相談に対応するとともに、いじめ等の相談や通報のための電話・面接相談窓口を設置する。

- 設置場所 教育事務所・教育振興室（県内 9 か所）
- 電話相談 9 時～17 時（土、日、祝日及び 12/28～1/3 を除く）

③ ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口の設置

インターネットや携帯電話を使った事案に対する、電話や電子メール・FAX での相談受付を実施するとともに、ネットパトロールを実施する。

- 電話相談 14 時～19 時（日、祝日及び 12/28～1/3 を除く）
- 電子メール・FAX 随時

(4) 教育事務所「教育相談窓口」の設置（義務教育課）

1,186 千円

学校現場における保護者等からの教育問題に係る相談に適切に対応するため、各教育事務所等に教育相談窓口を設置する。

- 設置場所 教育事務所及び教育振興室（9 か所）
- 実施日 月 1～2 回程度定期日を設けて実施
- 内容 学校OB等が対応し、場合によっては教育問題検討会議を開き、弁護士等が相談に応じる。

(5) その他の相談窓口

① ひょうご地域安全 SOS キャッチ電話相談（地域安全課）

7,465 千円

県民が日常生活の中で身近な異変を気づいた際に、匿名で通報できる電話窓口を設置する。

② ひょうごユースケアネットほっとらいん相談（青少年課）

—

ひきこもりの当事者や家族からの第一次的な電話相談窓口として実施。必要に応じて、面接相談や適切な専門機関、地域ランチなどにつなぐ。

③ ヤングトーク（兵庫県警察少年相談室）（県警察本部少年育成課）

—

被害にあった少年やその保護者等を支援するため、専門的な立場から各種少年相談に応じる。上記の他、いのちの電話、法務局人権相談窓口、兵庫県弁護士会法律相談「子どもの悩みごと相談」等、多数の窓口が設置されている。

ー早期対応ー

(1) 学校支援チームの設置・派遣（義務教育課） 82,033 千円

学校だけでは解決困難な事案に対応するため、各教育事務所等に専門的・多面的な支援を行う「学校支援チーム」を設置し、相談機関と連携しながら、複雑・多様化する課題の解決にあたる。

- 設置場所 教育事務所及び教育振興室（9か所）
- 構 成 員 相談員2人（学校関係OB、警察関係OB）
スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）、精神科医 等
- 内 容 児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為等に関する相談・支援、
児童虐待に関する相談・支援、
学校での緊急会議・ケース会議等における指導助言 等

(2) 高等学校問題解決サポートチームの設置（高校教育課） 2,715 千円

県立高等学校に寄せられる様々な要望等に対して、第三者的な立場で判断・対応する体制を整備し、課題の早期解決を図る。

- 体 制 教育関係者OB：1人
・配置場所 高校教育課
サポートチームの設置
・弁護士、精神科医の派遣〔必要に応じて招聘（年間20回程度）〕
- 支援内容 保護者・住民からの相談受付
学校への課題に対する適切な指導・助言及び早期解決への協力
サポートチームを学校へ派遣し、公平・中立な立場での対応方針を検討 等

(3) スクールカウンセラー・スーパーバイザーの配置（義務教育課）

小・中学校に配置するスクールカウンセラーへの指導・助言を行うとともに、学校現場で発生した重大な事案に対して専門的な立場から助言し、早期の問題解決をサポートする。

- 配置人数 3人（スクールカウンセラーを兼ねて配置）
- 内 容 具体的な事例研究、実践的研修、ロールプレイング等

ーインターネットを通じて行われるいじめ等への対応ー

(1) 地区別情報教育研修会の充実（教育企画課）

教育事務所、教育振興室に配置する情報教育専門推進員による、児童生徒に対する情報モラルの指導や教職員自身の情報リテラシーの向上を図る研修会を開催する。

(2) 関係機関との連携

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

(3) ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口の設置（義務教育課）【再掲】

(4) 兵庫県警サイバー犯罪対策課の相談窓口の整備